

消防総第 728 号
消防消第 218 号
消防救第 178 号
平成 7 年 12 月 7 日

各都道府県知事 殿

消防庁次長

消防組織法の一部を改正する法律(消防の応援に関する部分)の運用について(通知)

消防組織法の一部を改正する法律(平成 7 年 10 月 27 日法律第 121 号)の趣旨については、既に、消防庁長官より貴職に対して通知(平成 7 年 10 月 27 日付消防総第 727 号、消防消第 217 号、消防救第 177 号各都道府県知事あて消防庁長官通知)されたところであるが、当該法律のうち、公布の日から施行された消防の応援に関する部分については、下記事項に留意のうえ、その運用に適正を期せられたい。

なお、貴管下市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対してよろしく御指導願いたい。

記

1 改正後の消防組織法(以下「法」という。)第 24 条の 3 第 2 項は、例えば、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があると認められるにもかかわらず、通信の途絶等により被災地の都道府県知事との連絡をとることができないときに、消防庁長官は、当該都道府県知事の要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとしたものであること。

2 法第 24 条の 3 第 4 項は、例えば、大量の要救助者の発生に際し、救助部隊等が被災地に集中的に応援出動する緊急の必要が特に認められるときに、消防庁長官は、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができるものとしたものであること。

3 法第 24 条の 3 の運用については、災害発生市町村の属する都道府県の知事が消防庁長官に消防の応援の要請を行い、それを受けて消防庁長官が他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるという同条第 1 項の規定に基づくことが原則であり、同条第 2 項及び第 4 項の規定はこの特例であること。

したがって、災害発生市町村の属する都道府県の知事は、災害の発生に際し、被害情報の収集に努め、消防庁等関係機関と密接に連絡をとるとともに、都道府県の

区域を越える消防の広域応援の必要性の有無を判断し、必要がある場合には直ちに消防庁長官に要請されたいこと。

また、消防の広域応援が円滑に行われるよう、各都道府県にあつては市町村との連絡体制を確立するとともに、各消防機関にあつては平素から迅速な出動体制を確保するよう努められたいこと。